

平成25年(ワ)第9521号、第12947号

直送済

平成26年(ワ)第2109号、平成28年(ワ)第2098号、第7630号

損害賠償請求事件

原 告 原告1 外

被 告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力共通準備書面(47)

(原告本人尋問を実施しない世帯の認定について)

令和7年9月11日

大阪地方裁判所 第22民事部 合議2係 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人

弁 護 士 棚 村 友 博



同 岡 内 真 哉



同 永 岡 秀 一



同復代理人弁護士 壺 阪 明 宏



本件訴訟における原告らの損害の評価・算定にあたっては、それぞれの原告らの個別事情に関する個別準備書面及び証拠を踏まえ、法律上保護される利益に対する本件事故による侵害の有無、損害の発生の有無、本件事故と損害との因果関係等が検討されなければならない。

世帯番号37、42、55、62、63、64、70、79、87の原告ら（以下、本書面において「原告ら」という。）の個別事情に係る立証は、個別の財産的損害に係る立証と思われる書証以外には主に陳述書のみである。

しかしながら、陳述書は、法律の専門家である代理人と協議しながら作成することが多く、多くの場合、代理人の質問に陳述書の作成名義人が回答し、代理人が原案を作成して認識と相違する箇所を修正し、相違がなければ作成名義人が署名欄に署名するという方法で作成される。本件の陳述書は、原告ら代理人の強い誘導の元に作成されたと推認される。このように作成された陳述書は、反対当事者（本件では被告ら代理人）の立会も裁判所の立会もない状態で、強い誘導（尋問であれば異議の対象である。）によって主尋問のみが行われ、反対尋問がない状態で作成されたのと同様である。

したがって、原告らの陳述書の作成過程においては、法律の専門家である原告ら代理人が原告らの主張に有利であるか否かを判断しながら、不利であると判断した事実についてはこれを記載せず、あるいは矮小化した表現で記載することも想定され、殊更に訴訟上原告らが自己に有利と考える事実を選択して過大に陳述し、また事実のみを記載するのではなく評価にわたる主張を記載しているのであり（原告らの世帯別の被告東京電力個別準備書面参照）、原告ら代理人の強い誘導のもとに作成されたと考えられる。宣誓もなく、裁判官の面前ではない場で、主尋問であれば許されない誘導を駆使して、原告らに有利な事実のみを取捨選択し、原告らに有利な表現で記載した陳述書に信用性はない。

かかる問題点がある陳述書が民事訴訟法において活用される根拠は、反対尋問によって上記の問題点が解消される機会が反対当事者に与えられるからであるから

（加藤新太郎「民事尋問技術」（第4版）22～23頁）、反対当事者に問題点を解消する機会が与えられないまま陳述書を証拠として採用し、これに基づき事実認定することがあっては、民事訴訟法の基本的な理念である訴訟当事者の公平（民事訴訟法2条）が著しく害されるのであって、到底許されるものではない。

仮に原告らの陳述書について、裁判官の面前での尋問を行わないまま、原告らが作成したものとして、また、その記載内容も原告らの認識が正確に記載されたものであるとして事実認定するのであれば、被告らの訴訟上の権利を侵害し、ひいては損害の公平な分担という不法行為法の目的にも反するものである。

また、原告らの陳述書については、記載されている事実関係を裏付ける客観的な書証が提出されていない箇所も多く、当該箇所につき、客観的な証拠の裏付けがない陳述書に基づき事実認定することも不相当である。

したがって、当該陳述書に基づいて判決における原告らの個別事情の事実を認定することは相当ではない。

以 上